

発議第2号

大台町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和7年3月10日 提出

提出者 大台町議会運営委員会委員長 古家 大輔

提案理由

個人情報保護法施行令の規定に合わせた表現調整及び所要の規定の整備のため改正するものである。

## 別紙

### 大台町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

大台町議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年大台町条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第10項中「以下」を「第12条第5項において」に改める。

第10条中「第53条」を「第54条」に改める。

第11条第2号中「第20条各号」を「第21条各号」に改める。

第12条第5項中「及び第29条」を削る。

第15条第1項中「第49条」を「第50条」に改める。

第17条第1項各号列記以外の部分中「以下」を「第3項において」に改め、同項第8号中「次条第1項、第31条第1項又は第38条」を「第19条第1項、第32条第1項又は第39条第1項」に改め、同項第9号中「第31条第1項ただし書又は第38条第1項ただし書」を「第32条第1項ただし書又は第39条第1項ただし書」に改め、同条第2項第1号ア中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第4章の章名を次のように改める。

#### 第4章 開示、訂正、利用停止及び審査請求

第19条第1項中「議会の保有する」を削り、同条第2項中「この章において」及び「この章及び第49条において」を削る。

第28条第2項中「この章において」を削る。

第32条第2項中「この章及び第49条において」を削る。

第33条第3項中「この章において」を削る。

第39条第1項ただし書中「この章において」を削り、同条第2項中「この章及び第49条において」を削る。

第40条第3項中「この章において」を削る。

第49条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。